



遺言書、書いていますか? p1~3

悪質商法は、ネコをかぶってやって来る。..... p4

編集・発行 板橋区消費者センター



遺言書、書いていますか？

東京司法書士会板橋支部 司法書士 天野恵理

ある調査によると亡くなった人のうち、遺言書を書いていた人は、数パーセントだという報告もあります。

遺言書には、大きくわけて公証役場で公証人が作成する公正証書遺言と、自分で作成する自筆証書遺言があります。

公正証書遺言は、遺言者の遺言意思を公証人が確認して、証人の立会のもと公証人が作成する遺言です。作成した遺言書は公証役場で保管されるため、遺言としての確実性が高く、例えば、相続財産が多く、相続人の間で遺産分割の際トラブルをおこしそうなケースでは、有効で確実な遺言を残す必要があるため、公正証書遺言がよいといえます。

自筆証書遺言のすすめ

それでは、財産が少なく、相続人も少ない方は遺言をつくる必要がないのでしょうか。今回は「大袈裟に遺言を残すなんて」と思っている方に、自筆証書遺言を書くことを少し考えていただきたいのです。

自筆証書遺言は、紙とペンと印鑑があれば簡単に書くことができます。公正証書遺言のように証人2人をたてる必要もなく、だれにも内容を明かさずにこっそり書くことができます。もちろん無料で作成することができます。思い立ったら、ちょっと書いておけば立派な遺言になるのです。

さらに、平成30年7月に相続法が改正され、相続に関する改正が順次施行されています。その中で、自筆証書遺言の作成がより簡便になる改正がありました。更にあわせて「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が新たに設けられ、自筆証書遺言の簡便性・確実性が高くなりました。



なぜ遺言書を書かないのか？

なぜ、自筆証書遺言の作成をお勧めするのか、その前に、なぜ多くの方が遺言を書かないのか検討してみましょう。考えられる理由としては以下のことがあげられると思います。

- ① 遺言書として有効なものが作成できるか疑問、書き方がわからない
- ② 遺言書を作成したとしてもそのあとどうしたらよいかわからない
- ③ 面倒くさい
- ④ 遺言を書くほど多額の財産はない
- ⑤ 書くメリットがわからない

しかし、わずかな財産しかない方でも、私が相続に関する相談を受けた中で「遺言書ひとつ書いておいてくれたら・・・」と思うことがあります。特に、お子さんがいらっしゃらない方が亡くなった場合です。



相続順位

独身の方、配偶者に先立たれてお一人様となった方（子供がいない）が、お亡くなりになった場合です。この場合に誰が相続人となるかは法律で決まっています。相続の第1順位は子、第2順位は親、第3順位は兄弟姉妹、の順番になっています。子がいなければ、その方の親、親がいなければ兄弟姉妹、兄弟姉妹もいなければ、「相続人不存在」として裁判所が相続財産管理人を選任して、相続財産の清算後、最終的に国のものになります。

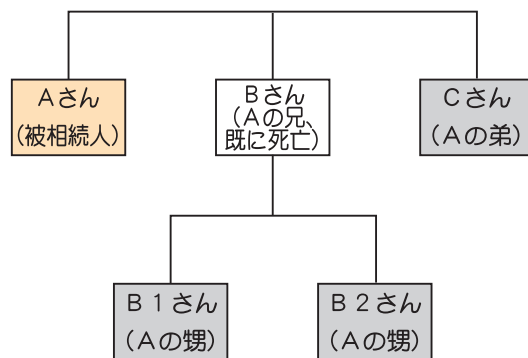
第1順位の子がいない場合、その方の両親はすでに亡くなっている事がほとんどですので、兄弟姉妹が相続人になることがほとんどです。その兄弟姉妹がすでに亡くなっていた場合は、その兄弟姉妹の子、つまり甥・姪が相続することになるのです。

相談事例

このようなケースで私が相談を受けた相続事例は、独身のAさんが遺言書を残さず亡くなってしまい、戸籍を調べたところ兄Bと弟Cがいることが判明、兄Bは既にAさんより先に死亡しており、Bの子B1とB2と、弟Cが存命であるケースで、Aさんには老後の備えとして大切に保管していた100万円の預金が残っていました。生前Aさんの面倒をみていた甥のB1さんからの相談でした。

B1さんが、この預金を払い戻ししようとする、遺言書がないため、Aさんが生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本と、B1、B2、Cさんの戸籍謄本、さらにB1、B2、C全員で遺産分割協議書と、相続人全員の印鑑証明が必要でした。最終的に相続人全員から必要な同意と書類をいただくことができ、銀行預金の払い戻し手続を無事終える事ができました。

実際は、兄弟がもっと大勢いて、預金を生前Aさんの面倒をみてきたB1さんのものとしてよい同意を他の相続人全員から得ることや、相続人全員から印鑑証明をもらうのはとても大変でした。もし、相続人全員にお願いする中で、そのうちの一人が認知症などになっていたら成年後見人を選任しないと遺産分割協議ができませんし、認知症でなくても全員が協力してくれるとも限らないからです。



Aさんが生前、Aさんの面倒をみていたB1さんに「全財産をB1に相続させる 令和元年6月1日 A ④」の簡単な遺言書を書いていれば、その遺言書1枚で簡単に相続手続きをすることができたのです。B1さんが生前さほど交流のなかった相続人全員に頭を下げ、印鑑証明をもらうという高いハードルを越える必要もなく、B1さんにお金を遺すことができたのです。

財産が僅かであるからこそ、相続手続きは簡単に済ませた方がよく、そのためには遺言書が必要なのです。

自筆証書遺言を簡単に作成できるようになる相続法の改正と、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」についてご紹介します。

法律の改正で簡単に遺言書の作成が可能に

まずは、自筆証書遺言が簡単に作成できるようになった相続法の改正についてです。

自筆証書遺言は、従来「全文自書」が鉄則でした。そうすると、遺言書で相続させる財産を列記する際に「〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号 ××××」「土地 所在〇〇市〇〇町地番 〇番〇地目 宅地 地積〇〇m²」・・というように全文自書しなくてはならず、大変でしたが、相続法の改正で「自筆要件の緩和」として「相続財産の目録」の部分は自筆しなくてもよくなりました。したがって、相続財産の銀行預金や不動産を特定するための財産目録については、「パソコン等で作成した上で、余白部分に署名押印」、「通帳の表紙をコピーしたものに署名押印」、「不動産の全部事項証明書に署名押印」などの方法でも、自筆証書遺言として有効となったのです。注意すべきは「財産目録」に関するところだけで、遺言書本文は従来どおり「全文自書」であるところです。「本文」に付属する「財産目録」だけ自筆要件が緩和されたのです。詳しくは、弁護士・司法書士などの専門家や無料相談などで確認してみてください。

「法務局における遺言書の保管」により確実性が高くなる

自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる制度が、令和2年7月10日からスタートします。従来自筆証書遺言は保管場所が貸金庫などを除けば自宅でした。そのため、遺言書の紛失や、相続人らによる遺言書の隠匿・変造、相続人らが遺言書を見つけられない、といった事態が発生していました。これらの事態の防止のため、法務局が遺言者から直接自筆証書遺言を預かり、遺言者の死後はじめて相続人や受遺者らとその遺言書を閲覧できるようにするというものです。

法務局で厳重に預かってくれるので、紛失・相続人らによる隠匿・変造は防ぐことができ、死後は相続人らが法務局に問い合わせれば、保管されている遺言書については発見することができる仕組みです。これにより、自筆証書遺言の保管における確実性がかなりよくなると思います。

おわりに

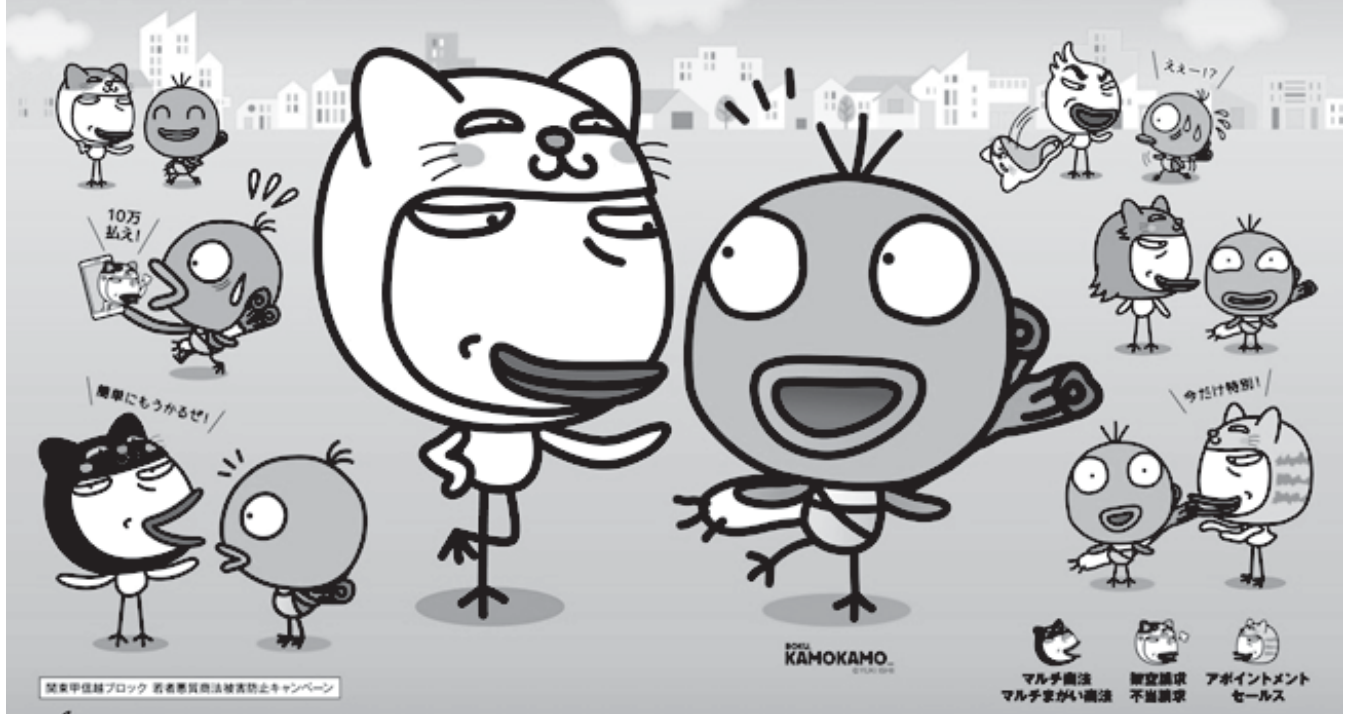
遺言書を書いておくことで、残された人は安心して財産を譲り受けることができます。

相続人でない人に財産を残すこともできます。例えば、内縁の配偶者、生前お世話になった人、死後ペットのお世話をお願いしたい人・・・

心当たりのある方は、ぜひ遺言を残しておいてください。



悪質商法は、ネコをかぶってやって来る。



関東甲信越ブロック 悪質商法防止啓発キャンペーン



あやしいと思ったら、すぐに相談。

消費者ホットライン 東京都消費生活総合センター
☎188 ☎03-3235-1155

消費者被害は自分には関係ない、と思っていませんか？最近では、SNSを悪用して近づき、親しくなったと思込ませて高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。悪質商法等のトラブルは身近に潜み、誰もが被害に遭うおそれがあります。被害に遭っても、恥ずかしがったり、自分に落ち度があると感じて、相談せずにあきらめてしまう人も多いようです。

困ったら、一人で悩まず、すぐに消費者センターへご相談ください。

広告

シルバー会員の経験、知識をご活用下さい！

こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

tel: 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

消費者ホットライン

い や や!
tel: (局番なし) 188

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。
一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

板橋区消費者センター

tel: 03-3579-2266

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター 7階

Fax: 03-3962-3955

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

